

議案第6号

新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（昭和62年新座市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条、第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び備考第6項において「旧地方税法」という。）</u>第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に<u>旧地方税法</u>第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び<u>旧地方税法</u>第292条</p>	<p>別表（第3条、第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）</u>第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に<u>同法</u>第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び<u>同法</u>第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父</p>

第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

4・5 [略]

6 所得割の額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、旧地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

4・5 [略]

6 所得割の額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第2条 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表（第3条、第4条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> 備考 1・2 [略] 3 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者である世帯をいう。	別表（第3条、第4条関係） <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">[略]</div> 備考 1・2 [略] 3 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（ <u>教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項及び備考第6項において「旧地方税法」という。）第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者及び旧地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実</u>

4・5 [略]

6 [略]
7 [略]
8 [略]
9 [略]
10 [略]
11 [略]

上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。)である世帯をいう。

4・5 [略]

6 所得割の額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が、旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、旧地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

7 [略]
8 [略]
9 [略]
10 [略]
11 [略]
12 [略]

12 [略]

13 [略]

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年9月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。